

2006年度第2四半期（2006年7月～9月） 「保険金・給付金のお支払いに関する不服申立制度」のご利用状況について

明治安田生命保険相互会社(執行役社長 松尾 憲治)は、保険金・給付金のお支払いに関する不服のお申し出(支払相談室の説明ではご納得いただけない場合)について、社外弁護士が第三者の立場に立ってご相談をお受けする制度を2006年3月28日より開設しています。

今回は、2006年度第2四半期（2006年7月～9月）の同制度のご利用状況およびご利用案件の代表的な例についてご報告します。

なお、本制度のご利用状況については、引き続き、四半期毎に開示します（当社ホームページにも掲載します）。

○2006年度第2四半期（2006年7月～9月）「保険金・給付金のお支払いに関する不服申立制度」のご利用状況

2006年7月から9月末までに8案件のご利用がありました。このうち7案件については再査定のご要望があり、支払査定部署で再査定を実施した結果、2案件については決定に変更なく、1案件については新たな医的情報が得られたことから決定を変更し、お支払いさせていただくこととしました（4案件は再査定中：11月27日現在）。

なお、再査定にあたっては、原則として、社外の専門家を含む「保険金等支払審査会」で審議しています。

種別	案件の代表的な例	案件数
災害高度 障害保険金	・不慮の事故を直接の原因としていないため災害高度障害保険金支払い非該当との決定に対する不服のお申し出	1
高度障害 保険金	・責任開始時前発病による障害であるため高度障害保険金支払い非該当との決定に対する不服のお申し出	2
特定疾病 保険金	・責任開始後90日以内の罹患の乳がんであるため支払い非該当とした後の転移のがんに関する特定疾病保険金支払い非該当との決定に対する不服のお申し出	1
入院 給付金	・不慮の事故を直接の原因としていないため災害入院給付金支払い非該当との決定に対する不服のお申し出	1
手術 給付金	・約款に記載のお支払い対象外の手術である「抜釘術」について、手術給付金支払い非該当との決定に対する不服のお申し出	1
障害給付金	・不慮の事故を直接の原因としていないため障害給付金支払い非該当との決定に対する不服のお申し出	2
合 計	—	8

※2006年3月28日の制度開設からのご利用は18案件、うち新たな医的情報が得られたことから決定を変更し、お支払いさせていただくこととなったものは2案件となりました。

以 上